

一般財団法人一宮市学校給食会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人一宮市学校給食会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県一宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一宮市内における学校給食の適正円滑な実施、運営及びその発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業
- (2) 学校給食の普及奨励に必要な事業
- (3) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 一宮市補助金
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産とし、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会が別に定める財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は会長が行うものとし、財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えるものとする。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類につ

いては承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 計算書類等のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合も、理事会の決議を経なければならない。

第4章 評議員

(定数)

第13条 この法人に評議員20名以上30名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は、次に掲げるもののうちから選任する。

- (1) 一宮市立小中学校の教育関係職員
- (2) 一宮市立小中学校のPTA役員
- (3) 一宮市教育委員会事務局教育文化部の職員
- (4) 学識経験者

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項を決議する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 第11条第1項第3号から第5号までに掲げる書類の承認
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要に応じて開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 会長は、評議員会の開催の日の1週間前までに、各評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により通知を発しなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令の定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、会長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選により選定する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、理事長及び常務理事をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事は、次に掲げるもののうちから評議員会の決議によって選任する。

- (1) 一宮市教育委員会教育長

(2) 一宮市立小中学校の教育関係職員

(3) 一宮市立小中学校のPTA役員

(4) 一宮市教育委員会事務局教育文化部学校給食関係職員

(5) 学識経験者

2 監事は、次に掲げるもののうちから評議員会の決議によって選任する。

(1) 一宮市立小中学校の教育関係職員

(2) 一宮市立小中学校のPTA役員

(3) 一宮市教育委員会事務局教育文化部職員

3 会長、副会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、この法人の評議員又は理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 理事長は、会長を補佐し、この法人の日常の業務を分担執行する。

5 常務理事は、会長及び理事長を補佐し、この法人の日常の業務を分担執行する。また、会長若しくは理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

6 会長、理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この

法人の業務及び財産の状況を調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委ねることはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (4) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

（種類及び開催）

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度に2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（招集）

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号の規定により、理事会の招集の請求があった場合は、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、各役員に対して会議の日時、場所及び目的で

ある事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催の1週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第14条の規定の変更についても適

用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、一宮市に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置き、重要な職員は、会長が理事会の決議を経て任免し、その他の職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第46条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 役員及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(6) 事業計画書及び収支予算書

(7) 計算書類等

(8) 監査報告

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 この法人は公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

付 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団

人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の成立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事である会長は中野和雄、業務執行理事である理事長は松永勝彦、常務理事は内田茂とし、副会長は渡邊隆久、馬淵博とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

森 美穂	林 英生	川口惣吉	時田武司
三輪 豊	丹羽明男	高橋信哉	北川敬治
鈴木富成	佐藤宗光	神山安一	山口早代
林 夕起	岡野茂樹	鈴木隆司	二ノ宮ゆかり
関戸慎治	石黒敬康	水野ゆかり	松原哲夫
林 早希	大橋義親	長岡ひろみ	大倉麻代
七里いなほ	竹市章子	山田豊子	岸 泰司

付 則

この定款は、平成25年5月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、平成26年5月19日から施行する。